



2022年1月31日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号 9501 東証第1部)
問 合 せ 先 経理室決算統括グループマネージャー 豊城 泰晃
(TEL 03 - 6373 - 1111)

特別損益の計上に関するお知らせ

2022年3月期第3四半期連結累計期間(2021年4月1日～2021年12月31日)におきまして、下記のとおり特別損益を計上いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 特別利益の計上

原賠・廃炉等支援機構資金交付金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号)の規定に基づく資金援助額の変更を申請したことから、298億円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金として計上いたします。(第2四半期連結累計期間の計上額も同額)

2. 特別損失の計上

(1) 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額と、前連結会計年度の見積額との差額663億円を原子力損害賠償費として計上いたします。(第2四半期連結累計期間の計上額は298億円)

(2) インバランス収支還元損失

2020年度冬期の電力需給ひっ迫に伴い発生した2021年1月のインバランス収支について、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会における議論及び取りまとめ等を踏まえ、特例認可申請(電気事業法第18条第2項ただし書きによる措置)を行っております。これにより、臨時的な処理として、小売電気事業者が負担した2021年1月のインバランス料金のうち、一定水準を超えた部分について、2022年4月以降の託送料金から差し引くことにより調整することとなるため、当該調整見込額163億円をインバランス収支還元損失として計上いたします。

以上

< 参考 >

特別利益の内訳

内 訳	金額
○原賠・廃炉等支援機構資金交付金	298億円
合 計	298億円

特別損失の内訳

内 訳	金額
○原子力損害賠償費	663億円
○インバランス収支還元損失	163億円
合 計	826億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	2021年9月30日 申請時点の累計額	2021年3月22日 申請時点の累計額	2022年3月期 第3四半期累計期間
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 7兆4,669億円	(B) 7兆4,370億円	(A)-(B) 298億円

	2022年3月期 第3四半期末の累計額	2021年3月期末 の累計額	2022年3月期 第3四半期累計期間
原子力損害賠償費	(C) 7兆5,021億円	(D) 7兆4,357億円	(C)-(D) 663億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金 (2022年3月期第3四半期末時点の未申請額)	(C)-(A) 352億円
--	------------------

＜別紙＞

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金（現：原賠・廃炉等支援機構資金交付金）について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、2012年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明いたします。

【2022年3月期第3四半期累計期間（2021年4月1日～2021年12月31日）】

1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さまに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、2021年9月30日、同日時点の額に資金援助額を変更する申請を行い、同年10月26日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）から資金援助の決定を受けた。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する期において原賠・廃炉等支援機構資金交付金として298億円を計上している。

2. 原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償費について

原賠・廃炉等支援機構資金交付金298億円は、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく2021年9月30日時点の賠償見積額と、2021年3月22日時点の賠償見積額との差額である。

なお、原子力損害賠償費663億円は、当年度第3四半期末時点の賠償見積額と、前年度末時点の賠償見積額との差額である。

以上